

テレワーク等の柔軟な働き方に対応した
勤務時間制度等の在り方に関する研究会
～最終報告(概要)～

令和5年3月

- 質の高い公務の持続的な提供に向けて、
 - ・ 第一に、ディーセント・ワークを推進するため、職員の業務負荷を軽減し、勤務環境を向上させる施策を実施
 - ・ 第二に、個人の尊重の観点から、公務においてより柔軟な働き方を推進
- 主な施策の内容は以下のとおり

<u>より柔軟な働き方</u>	<u>テレワーク</u>	<u>勤務間インターバル</u>
<ul style="list-style-type: none">・ フレックスタイム制の拡充<ul style="list-style-type: none">- 選択的週休3日の対象職員の拡大- 勤務開始後の勤務時間の変更- 非常勤職員の1日の勤務時間の上限見直し・ 夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 業務上支障がない限り、原則として、職員の希望に応じてテレワークが可能・ テレワークの実施に関する統一的な基準を指針・ガイドラインの形で策定	<ul style="list-style-type: none">・ 最終的には、全職員を対象に、原則11時間のインターバル確保を目指す。・ 当面は現行制度の運用改善等を推進し、状況把握・ 課題解消に向けた取組を段階的实施(試行)・ 本格的実施の際の制度的措置の内容を検討

- 超過勤務の縮減が必要不可欠。政府全体の取組として、一層の業務改革や適正な人員体制の確保に取り組むことが必要。本研究会としては、勤務間インターバルの趣旨や国会対応業務の改善について、国会の理解・協力を強く求めるものである。

○ 職員の選択による週休日の追加(選択的週休3日)

一般の職員についても、育児・介護を行う職員等と同様に、勤務時間の総量を維持したまま、フレックスタイム制の活用により、職員の選択によって、任意の週について土日の他に週1日まで週休日の追加を可能にする。

○ フレックスタイム制における勤務開始後の勤務時間の柔軟な変更

勤務日当日の勤務時間の延長・短縮については、これまでの運用を改めて、勤務開始後であっても職員が当日の状況に応じて変更の申告をすることを可能とするとともに、各省各庁の長がその変更を承認するかどうかの最終決定権を持つこととする。

○ フレックスタイム制の非常勤職員への適用

非常勤である期間業務職員について、業務の性質等に応じてフレックスタイム制と同様の勤務時間の定め方が可能となるよう、1日の勤務時間の上限の考え方を改める。

○ 夏季休暇の使用可能期間の拡大・年次休暇の15分単位での使用

夏季休暇の使用可能期間の拡大や年次休暇の15分単位での使用については、対象職員の範囲も含め、業務の実態に即して、実現に向けた調整を進めていく。

- 業務上支障がない限り、原則として、職員の希望に応じてテレワークが可能
- テレワークの実施に関する統一的な基準を人事院及び内閣人事局が指針・ガイドラインの形で各府省に示し、テレワークの適正かつ公平な運用を確保
- 主な具体的施策は以下のとおり
 - ・ テレワークの対象
職員に対して例外的にテレワークが認められない場合を事前に明確化
 - ・ 勤務管理
職場勤務時において社会通念上認められているような常識的な理由による短時間の執務の中断は、テレワーク勤務時においても許容
 - ・ 長時間労働対策
緊急時等を除き、深夜や週休日等においては原則、業務システムへのアクセスを控える等、職場における自主的なルール設定等の工夫を講じることも検討
 - ・ 健康管理
テレワーク時の健康管理と安全確保について具体的な取組を推進
 - ・ 管理者等へのサポート
管理者・担当者の負担軽減のためマネジメント支援やシステム整備が必要
 - ・ 費用負担
テレワークに係る費用負担について人事院及び関係府省において総合的に検討

○ 勤務間インターバルの基本的考え方

- ・ 勤務間インターバル確保について各省各庁の長の責務を早期に法令上明記
- ・ 最終的には、原則として全職員を対象とすることを目指す
- ・ 勤務間インターバルの時間数は原則11時間

○ 当面の勤務間インターバルの確保

現行制度の運用改善(超過勤務命令の抑制、フレックスタイム制の活用、年次休暇の使用促進)等を推進し、現在の勤務間インターバルの確保状況を把握

○ 勤務間インターバルの本格的な実施に向けた試行

- ・ 把握した課題の解消に向けた取組を試行として段階的に実施した上で、勤務間インターバルの本格的な実施のための制度的措置の内容などを検討

○ 本格的な実施の際の制度的措置として考えられるもの

事前的措置

- ・ 勤務間インターバルに配慮した正規の勤務時間の割振り
- ・ 22時以降の超過勤務命令の制限

事後的措置

- ・ 翌日の正規の勤務時間の開始時刻を繰り下げる方法
- ・ 勤務したものとみなす方法

一般職国家公務員のフレックスタイム制の利用状況調査結果(令和3年10月時点)

府省名	合計			本府省			本府省以外		
	計	一般	育・介	計	一般	育・介	計	一般	育・介
全体	7.7%	6.8%	0.9%	10.0%	8.3%	1.7%	7.2%	6.4%	0.7%
会計検査院	15.6%	12.8%	2.8%	15.6%	12.8%	2.8%	-	-	-
人事院	63.4%	59.7%	3.7%	65.1%	60.5%	4.6%	59.6%	57.9%	1.6%
内閣官房	12.2%	11.3%	1.0%	12.2%	11.3%	1.0%	-	-	-
内閣法制局	1.2%	0.0%	1.2%	1.2%	0.0%	1.2%	-	-	-
内閣府	8.5%	7.7%	0.8%	7.2%	6.4%	0.8%	10.8%	9.9%	0.9%
宮内庁	4.4%	4.1%	0.3%	4.8%	4.6%	0.1%	1.1%	0.0%	1.1%
公正取引委員会	59.0%	51.5%	7.5%	61.6%	52.8%	8.8%	49.4%	46.9%	2.5%
警察庁	1.9%	1.8%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	2.9%	2.7%	0.2%
個人情報保護委員会	1.5%	1.5%	0.0%	1.5%	1.5%	0.0%	-	-	-
金融庁	72.5%	70.6%	1.9%	72.5%	70.6%	1.9%	-	-	-
消費者庁	7.2%	4.7%	2.5%	7.2%	4.7%	2.5%	-	-	-
カジノ管理委員会	24.8%	24.8%	0.0%	24.8%	24.8%	0.0%	-	-	-
デジタル庁	0.3%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%	-	-	-
復興庁	61.5%	60.9%	0.7%	78.7%	77.8%	1.0%	24.7%	24.7%	0.0%
総務省	2.9%	2.1%	0.8%	2.6%	1.6%	1.0%	3.3%	2.7%	0.6%
公害等調整委員会	12.8%	12.8%	0.0%	12.8%	12.8%	0.0%	-	-	-
消防庁	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
法務省	1.4%	1.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	1.4%	1.2%	0.2%
出入国在留管理庁	1.3%	0.7%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.8%	0.7%
公安審査委員会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
公安調査庁	1.3%	0.2%	1.1%	0.3%	0.0%	0.3%	1.6%	0.3%	1.3%
外務省	6.6%	4.2%	2.4%	6.3%	4.1%	2.3%	50.0%	25.0%	25.0%
財務省	16.6%	14.2%	2.4%	5.8%	4.8%	1.0%	18.3%	15.7%	2.7%
国税庁	5.6%	5.2%	0.4%	46.8%	46.4%	0.4%	4.8%	4.4%	0.4%
文部科学省	3.1%	2.2%	1.0%	2.7%	1.6%	1.1%	7.7%	7.7%	0.0%
スポーツ庁									
文化庁									
厚生労働省	3.8%	3.2%	0.5%	1.9%	1.0%	0.9%	4.1%	3.6%	0.5%
中央労働委員会									
農林水産省	8.1%	6.9%	1.2%	1.5%	0.7%	0.8%	10.6%	9.2%	1.4%
林野庁	11.3%	10.1%	1.2%	0.8%	0.3%	0.5%	12.9%	11.5%	1.4%
水産庁	2.0%	1.1%	0.9%	2.0%	1.0%	1.0%	2.1%	1.4%	0.7%
経済産業省	5.7%	3.6%	2.1%	5.0%	2.5%	2.5%	6.7%	5.1%	1.5%
資源エネルギー庁	1.6%	0.7%	0.9%	1.6%	0.7%	0.9%	-	-	-
特許庁	22.3%	12.7%	9.6%	22.3%	12.7%	9.6%	-	-	-
中小企業庁	1.6%	1.6%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	-	-	-
国土交通省	13.6%	12.5%	1.1%	4.3%	3.4%	0.8%	14.9%	13.8%	1.2%
観光庁	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
気象庁	12.0%	10.4%	1.5%	7.3%	4.9%	2.4%	14.3%	13.2%	1.1%
運輸安全委員会	9.4%	8.8%	0.6%	9.4%	8.8%	0.6%	-	-	-
海上保安庁	1.1%	0.6%	0.5%	0.9%	0.4%	0.4%	1.2%	0.6%	0.5%
環境省	7.6%	6.2%	1.4%	1.4%	0.1%	1.3%	12.8%	11.4%	1.4%
原子力規制委員会	3.9%	3.1%	0.8%	3.8%	2.9%	0.8%	6.7%	6.7%	0.0%
防衛省	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

(注1)令和3年10月1日時点の常勤職員(育児短時間勤務職員等及び休職・休業中等の定員外職員を除く。)の状況を把握したもの。

(注2)外務省の在外公館については調査対象としていない。

【一般職国家公務員のフレックスタイム制の利用状況調査結果】

<出典>勤務時間制度等の在り方に関する研究会(第3回)参考資料2

各府省におけるインターバルの確保状況(令和4年8月時点)

〔本府省〕

府 省	インターバルの確保状況					確保できていない理由 (複数選択あり)			インターバル確保が困難な業務 (複数選択あり)						
	ほぼ全員 ○	大半が○ 一部が×	一部が○ 大半が×	ほぼ全員 ×	その他	業務の 性質	人員不足	その他	災害	法令	国際	予・会	人・給	国会	その他
44府省中	16	24	2	0	2	21	9	1	16	17	13	20	18	23	7

〔地方機関等〕※交替制勤務職員が一定数以上在職する府省を除く。

府 省	インターバルの確保状況					確保できていない理由 (複数選択あり)			インターバル確保が困難な業務 (複数選択あり)						
	ほぼ全員 ○	大半が○ 一部が×	一部が○ 大半が×	ほぼ全員 ×	その他	業務の 性質	人員不足	その他	災害	法令	国際	予・会	人・給	国会	その他
13府省中	9	2	1	0	1	3	2	0	3	1	1	2	2	1	1

〔交替制官署〕※交替制勤務職員が一定数以上在職する府省に限る。下記8府省には、それぞれ複数の交替制官署があるが、各府省ごとにそのうち一官署の状況をみたもの。

府 省	<交替制勤務職員> インターバルの確保状況					<交替制勤務職員以外の職員> インターバルの確保状況				
	ほぼ全員 ○	大半が○ 一部が×	一部が○ 大半が×	ほぼ全員 ×	その他	ほぼ全員 ○	大半が○ 一部が×	一部が○ 大半が×	ほぼ全員 ×	その他
8府省中	6	2	0	0	0	7	1	0	0	0

(注) 「ほぼ全員○」…ほぼ全職員が勤務間インターバルを確保できている。

「大半が○、一部が×」…大半の職員が勤務間インターバルを確保できているが、一部の職員は勤務間インターバルを確保できていない。

「一部が○、大半が×」…一部の職員は勤務間インターバルを確保できているが、大半の職員が勤務間インターバルを確保できていない。

「ほぼ全員×」…ほぼ全職員が勤務間インターバルを確保できていない。

「業務の性質」…業務の性質上、勤務間インターバルを確保することが困難な場合があるから

「人員不足」…勤務間インターバルを確保しようとすると、公務の運営に必要な人員が不足するおそれがあるから

「災害」…災害対応に関する業務

「法令」…法律の立案・改正に関する業務

「国際」…他国又は国際機関との交渉に関する業務

「予・会」…予算・会計に関する業務

「人・給」…人事・給与に関する業務

「国会」…国会対応に関する業務

※「インターバル確保が困難な業務」の内訳として掲げている業務(災害、法令、国際、予・会、人・給、国会)は、上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した特例業務のうち、各府省において共通に見られる業務として人事院が把握しているものである。

【各府省におけるインターバルの確保状況】

<出典>勤務時間制度等の在り方に関する研究会(第8回)参考資料3

Ⅱ 国家公務員法第104条の兼業について 参考資料 3

(1) 兼業先及び兼業する事業・事務について

- ◆ 職務の公正な執行の確保及び公務の信用の確保の観点から、以下の場合に非営利団体（※）における兼業が可能です。

（※）非営利団体とは、営利企業以外の団体を指します。なお、営利企業での兼業は原則として認められません。

〔非営利団体の例〕

国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人、
学校法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、
一般社団・財団法人、自治会・町内会、マンション管理組合、同窓会

利害関係の有無	・ 在職する機関と兼業先に利害関係（※1）がないこと
兼業先	・ 非営利団体の目的が公務の信用を傷つけるおそれがないこと ・ 非営利団体として活動実績があること ・ 非営利団体やその役員が刑事事件で起訴されていたり、業務停止命令等の不利益処分を受けていないこと（過去2年間）
兼業する事業・事務	・ 経営上の責任者（※2）ではないこと ・ 兼業する事業・事務が公務の信用を傷つけるおそれがないこと

（※1）利害関係とは、免許、許認可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の契約行為、不利益処分や行政指導等の対象であるものをいいます。

（※2）経営上の責任者とは、理事長、理事、監事、評議員等、組織・団体の経営又は運営上の意思決定権を持っている者をいいます。

Ⅱ 国家公務員法第104条の兼業について

(2) 報酬額について

- ◆ 公務の信用の確保の観点から、以下の場合に兼業が可能です。

- 兼業することによって得る報酬として、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。
- なお、講演等については、国家公務員倫理規程第9条第2項に基づき、各省において利害関係者からの依頼に応じて行う講習等の報酬基準が定められているため、同様の兼業を行う場合には、この報酬基準を超えないこと。

(3) 兼業に従事する時間について

- ◆ 職務専念義務の確保の観点から、以下の場合に兼業が可能です。

- 勤務時間と兼業に従事する時間が重複しないこと。
- 職員の健康状態、兼業する事業又は事務の内容や兼業時間数、官職における超過勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮して、兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められないこと。なお、原則として、兼業時間数が、週8時間以下、1箇月30時間以下、平日（勤務日）3時間以下であること。